

香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第69号

香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則等の一部を改正する規則

(香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部改正)

第1条 香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則(昭和40年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」及び注4を削る。

第4号様式中「㊦」を削る。

第7号様式中「㊦」及び注を削る。

第8号様式及び第9号様式中「氏名 ㊦」を「氏名」に改め、注を削る。

第10号様式から第15号様式までの規定中「㊦」及び注を削る。

第16号様式中「㊦」及び注4を削る。

第17号様式中「㊦」を削る。

第18号様式中「㊦」及び注4を削る。

第19号様式中「㊦」を削る。

(香川県指定養育医療機関の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県指定養育医療機関の指定等に関する規則(平成2年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」及び(注)3を削る。

第2号様式から第6号様式までの規定中「㊦」及び(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

(香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部改正)

第3条 香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則(平成18年香川県規則第96号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」及び備考3を削り、備考4を備考3とする。

第2号様式中「㊦」及び備考を削る。

第3号様式及び第4号様式中「㊦」を削る。

第5号様式中「㊦」を削り、(注)1を次のように改める。

1 代表者の氏名は、本人が署名してください。

第6号様式及び第7号様式中「㊦」及び(注)1を削り、(注)2を(注)とする。

第8号様式中「㊦」を削り、(注)1を次のように改める。

1 代表者の氏名は、本人が署名してください。

第10号様式から第12号様式までの規定中「㊦」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

附 則

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。